



茨城県報

第 2 1 6 6 号

平成22年 3 月25日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県表彰規則の一部を改正する規則 (秘書課)	2
茨城県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)	3
茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)	3

告 示

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療機関及び施術機関の指定及び廃止 (福祉指導課)	4
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定 (福祉指導課)	6
指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	7
指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿福祉課)	8
指定介護老人福祉施設の指定 (長寿福祉課)	8
指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	8
指定居宅サービス事業者の変更の届出 (長寿福祉課)	9
指定居宅介護支援事業者の変更の届出 (長寿福祉課)	9
指定介護予防サービス事業者の変更の届出 (長寿福祉課)	9
指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿福祉課)	10
指定居宅介護支援事業者の廃止 (長寿福祉課)	10
指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿福祉課)	11
指定調査機関の指定内容の変更 (長寿福祉課)	11
指定居宅サービス事業者の指定の更新 (長寿福祉課)	12
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (7 件) (障害福祉課)	12
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (2 件) (障害福祉課)	14
障害者自立支援法に基づく指定施設支援の指定の辞退 (障害福祉課)	14
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (畜産課)	15
保安林の指定の解除 (林業課)	21
定款変更の認可 (農村計画課)	22
道路の区域の変更 (6 件) (道路維持課)	22
道路の供用の開始 (9 件) (道路維持課)	25

海岸保全区域の指定及び廃止 (河川課)	27
都市計画用途地域の変更 (都市計画課)	30
土地改良区役員の就退任 (農林事務所)	31
土地改良法に基づく換地処分 (農林事務所)	32
(選挙管理委員会)	
公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨.....	32
(人 事 委 員 会)	
県内旅行起点表の一部改正.....	35
公 告	
地籍調査の成果認証 (農村環境課)	36
基本測量の実施 (用地課)	36
基本測量の終了 (用地課)	36
都市計画の図書の縦覧 (3件) (都市計画課)	37
開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課)	37
落札者等の公示 (水産試験場)	38
(教 育 委 員 会)	
落札者等の公示 (2件)	38
(警 察 本 部)	
平成22年度茨城県警察官採用特別試験の実施.....	39
訓 令	
茨城県臨時職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令 (人事課)	45
(県 議 会)	
政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令.....	45
指 示	
(内水面漁場管理委員会)	
漁業法に基づく指示 (3件)	46

規 則

茨城県規則第13号

茨城県表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県表彰規則の一部を改正する規則

茨城県表彰規則 (平成 6 年茨城県規則第69号) の一部を次のように改正する。

目次中 「第 5 章 全国・国際競技等優勝者等表彰 (第14条 - 第17条)
第 6 章 雑則 (第18条) 」 を「第 5 章 雑則 (第14条)」に改める。

第 1 条中 「, 社会の」を「及び社会の」に改め、「及び全国・国際競技等において優秀な成績を収めた者」を削る。

第 5 章を削る。

第 6 章中第18条を第14条とし、同章を第 5 章とする。

付 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

茨城県規則第14号

茨城県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）の一部を次のように改正する。

第32条の 2 の 2 第 1 号の表に次のように加える。

肝臓機能障害	身体障害者障害程度等級表に規定する肝臓機能障害 1 級から 3 級まで
--------	-------------------------------------

付 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

茨城県規則第15号

茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例施行規則（平成15年茨城県規則第47号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号付表中

「注 「従業者数」の欄には、課税免除の適用となる事業の用に供する県内の事務所又は事業所の従業者のうち、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者（同法第38条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第 1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。）の数を記載すること。」

「注 「従業者数」の欄には、課税免除の適用となる事業の用に供する県内の事務所又は事業所の従業者のうち、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者（同法第38条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第 1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「対象被保険者」という。）の数を記載すること。」

なお、当該欄に記載した従業者数に係る従業者が対象被保険者であることを証する書類を提出すること。

改める。

様式第 5 号中

「
 増加従業者数確認書
 1 事務所又は事業所の新設又は増設をした事業年度の前事業年度 (年 月 日から 年 月 日まで) を
 中の県内従業者数 」

「
 増加従業者数確認書
 年 月 日
 主たる事務所の所在地
 名称 に、
 代表者氏名 印
 1 事務所又は事業所の新設又は増設をした事業年度の前事業年度 (年 月 日から 年 月 日まで)
 中の県内従業者数 」

「注 「従業者数」の欄には、課税免除の適用となる事業の用に供する県内の事務所又は事業所の従業者の
 うち、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者 (同法第38条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険 者
 及び同法第43条第 1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。) の数を記載すること。」

「注 「従業者数」の欄には、課税免除の適用となる事業の用に供する県内の事務所又は事業所の従業者の
 うち、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者 (同法第38条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険
 者及び同法第43条第 1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「対象被保険者」という。) の数を に
 記載すること。」

なお、当該欄に記載した従業者数に係る従業者が対象被保険者であることを証する書類を提出するこ
 と。」

改める。

付 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。



告 示

茨城県告示第326号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (同法第55条において準用する場合を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定し、及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第 4 項の規定に基づき告示する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関コード名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者 (施術者)	指定等 年月日	区分
0130654 河原歯科医院	水戸市三の丸 1 - 1 - 1 産経ビル 2F	歯科	河原 聖直	平成19年 4 月 2 日	廃止
0133369 河原歯科医院	水戸市三の丸 1 - 3 - 10 水戸三の丸パーキング 1F	一般歯科・小児歯科・ 口腔外科	河原 聖直	平成19年 4 月 3 日	指定
0331864 根本歯科医院	土浦市神立中央 1 - 16 - 11	歯科・小児歯科・歯 科口腔外科	根本 淳一	平成21年 12月31日	廃止

医療機関コード 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者 (施術者)	指定等 年月日	区分
0332029 根本歯科医院	土浦市神立中央 1 - 16 - 11	歯科・小児歯科・歯 科口腔外科	医療法人 根本 歯科医院	平成22年 1月1日	指定
0210237 医療法人この実会 嶋 崎病院	日立市弁天町 2 - 7 - 15	整形外科・理学診療 科	医療法人 こ この実会	平成22年 1月31日	廃止
0212019 医療法人この実会 嶋 崎病院	日立市会瀬町 3 - 23 - 1	整形外科・リハビリ テーション科・形成 外科	医療法人 こ この実会	平成22年 2月1日	指定
0121624 鈴木産婦人科医院	水戸市東台 1 - 10 - 19	産婦人科	鈴木 重次	平成22年 1月31日	廃止
0114728 鈴木産婦人科医院	水戸市東台 1 - 10 - 19	産婦人科	佐藤 正	平成22年 2月1日	指定
0241251 さくら薬局 日立弁天町 店	日立市弁天町 2 - 7 - 1	薬局	クラフト(株)	平成22年 1月31日	廃止
0241681 さくら薬局 日立会瀬店	日立市会瀬町 3 - 26 - 11	薬局	クラフト(株)	平成22年 2月1日	指定
39 立川接骨院 (立川 七郎)	笠間市下郷4439	柔道整復	立川 七郎	平成22年 2月26日	廃止
909 立川接骨院 (立川 満)	笠間市下郷4439	柔道整復	立川 満	平成22年 2月27日	指定
910 小松接骨院 (小松 洋一)	日立市弁天町 1 - 16 - 10	柔道整復	小松 洋一	平成22年 3月16日	指定
0190149 きらり訪問看護ステーシ ョン	水戸市河和田 1 - 1513 - 25	訪問看護	(株)イデア・コー ポレーション	平成22年 1月26日	指定
911 緑川接骨院 (緑川 巡)	北茨城市磯原町磯原 3 - 11	柔道整復	緑川 巡	平成22年 3月16日	指定
912 柳町中央整骨院 (柳谷 司)	水戸市柳町 2 - 3 - 24	柔道整復	柳谷 司	平成22年 3月16日	指定
913 さとう接骨院 (佐藤 道雄)	那珂市菅谷3330	柔道整復	佐藤 道雄	平成22年 2月8日	指定
221 さんど指圧治療院 (三戸 幸子)	東茨城郡茨城町奥谷1227 - 4	あん摩マッサージ	三戸 幸子	平成22年 2月8日	指定
1990059 訪問看護ステーション・ グリーン	牛久市ひたち野西 4 - 25 - 5	訪問看護	北山 麗子	平成22年 2月24日	指定
1590016 医療法人芳医会 訪問看 護ステーションみらい	北茨城市磯原町磯原 2 - 305	訪問看護	医療法人 芳医 会	平成22年 2月22日	指定
222 株式会社ふれあい在宅マ ッサージ (菊田 正)	水戸市住吉町68 - 1 NEW 108 - 202	あん摩マッサージ	菊田 正	平成22年 3月16日	指定
309 株式会社ふれあい在宅マ ッサージ (菊田 正)	水戸市住吉町68 - 1 NEW 108 - 202	はり・きゅう	菊田 正	平成22年 3月16日	指定
0441000 ウエルシア薬局古河諸川 店	古河市諸川1166	薬局	ウエルシア関東 (株)	平成22年 2月23日	指定
3840752 さくらい薬局荒川本郷 2 号店	稲敷郡阿見町荒川本郷字鶉原 2337 - 9	薬局	(有)正企	平成22年 3月1日	指定

医療機関コード 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者 (施術者)	指定等 年月日	区分
0241699 あかね薬局	日立市桜川町 1 - 1 - 13	薬局	滝 義昭	平成22年 3月1日	指定
2141061 パンピ薬局 ひたちなか 店	ひたちなか市勝田中央 4 - 2 大谷ビル 1F	薬局	Y M G(株)	平成22年 3月1日	指定
0640726 株式会社宮田薬局かわし ま店	筑西市伊佐山248 - 40	薬局	(株)宮田薬局	平成22年 3月1日	指定

茨城県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0840142285 SFC薬局 渡里中央支店	水戸市渡里町2930 - 3	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導	株式会社セントフォ ローカンパニー	平成22年 4月1日
0840142764 SFC薬局 堀町店	水戸市堀町1161 - 15	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導	株式会社セントフォ ローカンパニー	平成22年 4月1日
0842640278 きらきら薬局	那珂市横堀1291 - 30	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導	株式会社オオコシ ファーマシー	平成22年 2月25日
0870103561 NPO法人 褒の会 水 戸	水戸市萱場町1013 - 7	訪問介護 通所介護 介護予防訪問介護 介護予防通所介護	NPO法人 褒の 会 水戸	平成22年 2月5日
0870103579 居宅介護支援事業所いっ しん内原	水戸市杉崎町195 - 1	居宅介護支援事業	株式会社いっしん	平成22年 3月1日
0870103587 訪問介護いっしん内原	水戸市内原駅北土地区画整理事 業地内4街区1画地, 2画地	訪問介護 介護予防訪問介護	株式会社いっしん	平成22年 3月1日
0870103595 デイサービス ここいち 内原	水戸市内原駅北土地区画整理事 業地内4街区1画地, 2画地	通所介護	株式会社いっしん	平成22年 3月1日
0871200572 居宅支援事業所・ひばり	常陸太田市真弓町1953 - 2	居宅介護支援事業	有限会社訪問介護 サービスひばり	平成22年 3月8日
0871500492 デイサービスセンターきず な	北茨城市大津町北町1484 - 288	通所介護 介護予防通所介護	特定非営利活動法 人 虹	平成22年 3月1日
0871900650 健康サポートセンターき らり ひたち野牛久	牛久市ひたち野西 4 - 24 - 11	通所介護 介護予防通所介護	有限会社 幸	平成22年 2月15日
0872001953 きらきらきらり	つくば市田中1841 - 1	訪問介護 介護予防訪問介護	有限会社レグルス	平成22年 2月22日
0872101340 ケアプラン「あい」水戸	水戸市米沢町字代官山下578 - 1	居宅介護支援事業	株式会社ありが園	平成22年 3月1日

コード名	所在地	サービスの種類	開設者	指 定年月日
0872700448 高齢者ホーム陣屋 デイサービスセンター	筑西市知行106	通所介護 介護予防通所介護	株式会社ケアネット	平成22年 3月5日
0873900633 株式会社エム建築工房	かすみがうら市下稻吉1993 - 73	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	株式会社エム建築工房	平成22年 2月18日
0875400087 居宅介護支援事業所メロンハートヌチナ	鉾田市汲上3130	居宅介護支援事業	医療法人真成会	平成22年 4月1日
0892700030 高齢者ホーム陣屋 認知症対応型デイサービスセンター	筑西市知行106	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	株式会社ケアネット	平成22年 3月5日
0812210391 医療法人社団善仁会 小山記念病院	鹿嶋市厨 5 - 1 - 2	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	医療法人社団善仁会	平成22年 3月3日
0860890037 訪問看護ステーションげんき	龍ヶ崎市南が丘 2 - 6 - 1	介護予防訪問看護	株式会社ジェイライフ	平成22年 3月5日

茨城県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
0870301819	社会福祉法人筑水会	今川 民子	茨城県常総市水海道高野町671 - 1	サンテラス土浦	茨城県土浦市文京町 8 - 3	平成22年 1月1日	特定施設入居者生活介護
0873801005	株式会社エステル	竹澤 鉄男	茨城県稲敷郡阿見町若栗1749 - 1	株式会社エステル	茨城県稲敷郡阿見町若栗1749 - 1	平成22年 1月1日	通所介護
0873801005	株式会社エステル	竹澤 鉄男	茨城県稲敷郡阿見町若栗1749 - 1	株式会社エステル	茨城県稲敷郡阿見町若栗1749 - 1	平成22年 1月1日	訪問介護
0870301801	株式会社千葉薬品	神崎 彰道	千葉県千葉市中央区星久喜町1250 - 2	ヤックスドラッグ土浦真鍋薬局	茨城県土浦市真鍋 3 - 3386	平成22年 1月1日	居宅療養管理指導
0873000145	株式会社介護家喜楽	鈴木 恵	茨城県かすみがうら市下佐谷765	デイサービスセンター すーさん家	茨城県かすみがうら市中志筑1452 - 5	平成22年 1月5日	通所介護
0870201423	社会福祉法人愛正会	金川 一郎	茨城県高萩市下手綱1951 - 15	特別養護老人ホーム 理想園	茨城県日立市田尻町 2 - 8 - 10	平成22年 1月20日	短期入所生活介護
0870201423	社会福祉法人愛正会	金川 一郎	茨城県高萩市下手綱1951 - 15	特別養護老人ホーム 理想園	茨城県日立市田尻町 2 - 8 - 10	平成22年 1月20日	通所介護
0873700405	株式会社工房利匠	小野田 利光	茨城県常陸大宮市小舟964 - 2	株式会社工房利匠	茨城県久慈郡大子町池田682	平成22年 1月21日	特定福祉用具販売

茨城県告示第329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0873801005	株式会社エス テル	竹澤 鉄男	茨城県稲敷郡 阿見町若栗 1749 - 1	株式会社エス テル	茨城県稲敷郡 阿見町若栗 1749 - 1	平成22年 1月1日	居宅介護 支援
0870301827	株式会社レオ パレス21	北川 芳輝	東京都中野区 本町2 - 54 - 11	あずみ苑グラ ンデ土浦	茨城県土浦市 中1161 - 15	平成22年 1月15日	居宅介護 支援
0872800222	社会福祉法人 清風福祉会	田中 敏男	茨城県坂東市 沓掛337	恵愛荘居宅介 護支援事業所	茨城県坂東市 沓掛337	平成22年 1月15日	居宅介護 支援

茨城県告示第330号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第93条の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870201423	社会福祉法人 愛正会	金川 一郎	茨城県高萩市 下手綱1951 - 15	特別養護老人 ホーム 一想 園	茨城県日立市 田尻町2 - 8 - 10	平成22年 1月20日	介護老人 福祉施設

茨城県告示第331号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870301819	社会福祉法人 筑水会	今川 民子	茨城県常総市 水海道高野町 671 - 1	サンテヌ土 浦	茨城県土浦市 文京町8 - 3	平成22年 1月1日	介護予防 特定施設 入居者生 活介護
0872700240	濱野精麦株式 会社	濱野 進吉	茨城県筑西市 丙336	デイホーム ひなたぼっこ 2号館	茨城県筑西市 市野辺132 - 4	平成22年 1月1日	介護予防 通所介護
0873801005	株式会社エス テル	竹澤 鉄男	茨城県稲敷郡 阿見町若栗 1749 - 1	株式会社エス テル	茨城県稲敷郡 阿見町若栗 1749 - 1	平成22年 1月1日	介護予防 通所介護
0873801005	株式会社エス テル	竹澤 鉄男	茨城県稲敷郡 阿見町若栗 1749 - 1	株式会社エス テル	茨城県稲敷郡 阿見町若栗 1749 - 1	平成22年 1月1日	介護予防 訪問介護

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870301801	株式会社千葉 薬品	神崎 彰道	千葉県千葉市 中央区星久喜 町1250 - 2	ヤックスドラ ッグ土浦真鍋 薬局	茨城県土浦市 真鍋 3 - 3386	平成22年 1月1日	介護予防 居宅療養 管理指導
0873000145	株式会社 介 護家喜楽	鈴木 恵	茨城県かすみ がうら市下佐 谷765	デイサービス す ーさん家	茨城県かすみ がうら市中志 筑1452 - 5	平成22年 1月5日	介護予防 通所介護
0870201423	社会福祉法人 愛正会	金川 一郎	茨城県高萩市 下手綱1951 - 15	特別養護老人 ホーム 一想 園	茨城県日立市 田尻町 2 - 8 - 10	平成22年 1月20日	介護予防 短期入所 生活介護
0870201423	社会福祉法人 愛正会	金川 一郎	茨城県高萩市 下手綱1951 - 15	特別養護老人 ホーム 一想 園	茨城県日立市 田尻町 2 - 8 - 10	平成22年 1月20日	介護予防 通所介護
0873700405	株式会社 工 房利匠	小野田 利光	茨城県常陸大 宮市小舟964 - 2	株式会社 工 房利匠	茨城県久慈郡 大子町池田 682	平成22年 1月21日	特定介護 予防福祉 用具販売

茨城県告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの種 類	変更内容	変 更 年月日
0871000188	株式会社 あおば	あおば指定訪問介 護事業所	茨城県下妻市南 原124 - 1	訪問介護	事業所所在地 (旧所在地：茨 城県下妻市下妻 丁383 - 9)	平成22年 1月5日

茨城県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの種 類	変更内容	変 更 年月日
0871000782	株式会社 あおば	あおば居宅介護支 援事業所	茨城県下妻市南 原124 - 1	居宅介護支 援	事業所所在地 (旧所在地：茨 城県下妻市下妻 丁383 - 9)	平成22年 1月5日

茨城県告示第334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種 類	変更内容	変 更 年月日
0871000188	株式会社 あおば	あおば指定訪問介護事業所	茨城県下妻市南原124 - 1	介護予防訪問介護	事業所所在地 (旧所在地：茨城県下妻市下妻丁383 - 9)	平成22年 1月5日

茨城県告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービス の種 類	廃 止 年月日
社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会	常陸大宮市社会福祉協議会御前山介護事業所	常陸大宮市野口3195	通所介護	平成22年 3月31日
社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会	常陸大宮市社会福祉協議会御前山介護事業所	常陸大宮市野口3195	訪問介護	平成22年 3月31日
社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会	社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会御前山介護事業所	常陸大宮市野口3195常陸大宮市御前山保健福祉センター内	訪問入浴介護	平成22年 3月31日
関東エア・ウォーター株式会社	愛らんど鹿島	鹿嶋市光3	特定福祉用具販売	平成22年 3月31日
関東エア・ウォーター株式会社	愛らんど鹿島	鹿嶋市光3	福祉用具貸与	平成22年 3月31日
有限会社 エム・ディー・エス	有限会社 エム・ディー・エス	結城郡八千代町平塚2028	訪問介護	平成22年 3月5日
株式会社 ナオイオート	パナソニックエイジフリー介護チェーン ふれあい取手店	取手市戸頭8 - 7 - 3	特定福祉用具販売	平成22年 3月31日
株式会社 ナオイオート	パナソニックエイジフリー介護チェーン ふれあい取手店	取手市戸頭8 - 7 - 3	福祉用具貸与	平成22年 3月31日
社会福祉法人 鹿嶋市社会福祉協議会	鹿嶋市社協福祉用具貸与事業所	鹿嶋市平井1350 - 45	福祉用具貸与	平成22年 3月31日
社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	つくば市金田1979	訪問入浴介護	平成22年 3月31日
社団法人 石岡地方広域シルバー人材センター	社団法人 石岡地方広域シルバー人材センター 介護保険事業所	石岡市茨城3 - 8 - 14	訪問介護	平成22年 3月31日

茨城県告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会	常陸大宮市社会福祉協議会御前山介護事業所	常陸大宮市野口3195	居宅介護支援	平成22年3月31日
社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会	神栖社協はさき指定居宅介護支援事業所	神栖市土合本町3 - 9809 - 158	居宅介護支援	平成22年4月1日
医療法人 愛宣会	はたケアプランセンター	日立市鮎川町2 - 8 - 16	居宅介護支援	平成22年3月31日
医療法人 社団 善仁会	すーぶねっと在宅支援センター	鹿嶋市宮津台188 - 17	居宅介護支援	平成22年3月31日
医療法人社団 善仁会	すーぶねっとサービス大洋居宅介護支援事業所	銚田市汲上3128	居宅介護支援	平成22年3月31日

茨城県告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の9の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会	常陸大宮市社会福祉協議会御前山介護事業所	常陸大宮市野口3195	介護予防通所介護	平成22年3月31日
社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会	常陸大宮市社会福祉協議会御前山介護事業所	常陸大宮市野口3195	介護予防訪問介護	平成22年3月31日
社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会	社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会御前山介護事業所	常陸大宮市野口3195常陸大宮市御前山保健福祉センター内	介護予防訪問入浴介護	平成22年3月31日
関東エア・ウォーター株式会社	愛らんど鹿島	鹿嶋市光3	介護予防福祉用具貸与	平成22年3月31日
関東エア・ウォーター株式会社	愛らんど鹿島	鹿嶋市光3	特定介護予防福祉用具販売	平成22年3月31日
株式会社 ナオイオート	パナソニックエイジフリー介護チェーン ふれあい取手店	取手市戸頭8 - 7 - 3	介護予防福祉用具貸与	平成22年3月31日
株式会社 ナオイオート	パナソニックエイジフリー介護チェーン ふれあい取手店	取手市戸頭8 - 7 - 3	特定介護予防福祉用具販売	平成22年3月31日
社会福祉法人 鹿嶋市社会福祉協議会	鹿嶋市社協福祉用具貸与事業所	鹿嶋市平井1350 - 45	介護予防福祉用具貸与	平成22年3月31日
社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	つくば市金田1979	介護予防訪問入浴介護	平成22年3月31日
社団法人 石岡地方広域シルバー人材センター	社団法人 石岡地方広域シルバー人材センター 介護保険事業所	石岡市茨城3 - 8 - 14	介護予防訪問介護	平成22年3月31日

茨城県告示第338号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第2項の規定により、調査事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

法人名	変更後の指定調査機関の住所	変更前の指定調査機関の住所
NPO法人 グリーンピュア	水戸市見川四丁目395番地 1	ひたちなか市柳が丘36番 7

茨城県告示第339号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定の更新をしたので、茨城県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に關する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11条第2項の規定により告示する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定有効開始年月日	サービスの種類
0873900583	特定非営利活動法人 エンゼルハート会	古川 清	茨城県かすみがうら市下稲吉1890 - 17	特定非営利活動法人 エンゼルハート会 訪問介護事業所	茨城県かすみがうら市下稲吉1890 - 17	平成22年 1 月 2 日	訪問介護
0874300684	有限会社 関根自動車	関根 耕嗣	茨城県猿島郡境町伏木4074 - 1	介護支援センター たんぽぽ	茨城県猿島郡境町伏木1227	平成22年 1 月11日	訪問介護
0873600605	有限会社 ホームヘルプたいよう	多田 悦子	茨城県鉾田市上幡木1249 - 12	有限会社 ホームヘルプたいよう	茨城県鉾田市上幡木1249 - 12	平成22年 1 月16日	訪問介護
0874300692	有限会社 岬	小柳 政明	茨城県古河市西牛谷777 - 3	デイサービスセンターゆうりん	茨城県古河市西牛谷777 - 3	平成22年 1 月16日	通所介護
0874300700	有限会社 わくわく	石崎 まさ子	茨城県古河市諸川606 - 3	わくわく指定訪問介護事業所	茨城県古河市諸川606 - 3	平成22年 1 月16日	訪問介護

茨城県告示第340号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの種類
0810100487	水戸市知的障害者就労支援施設はげみ	水戸市河和田町123番地の1	水戸市	水戸市中央1 - 4 - 1	平成22年 4 月 1 日	就労継続支援 B 型

茨城県告示第341号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810100495	水戸市知的障害者就労支援施設みのり	水戸市文京 1 丁目 2 - 24	水戸市	水戸市中央 1 - 4 - 1	平成22年 4月 1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第342号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810300095	土浦市 つくしの家	土浦市上高津1810 番地	土浦市	土浦市下高津一丁 目20番35号	平成22年 4月 1日	生活介護 就労継続支援 (B型)

茨城県告示第343号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0822000469	みもりの杜	つくば市水守859 - 7	社会福祉法人 にいほり福祉会	土浦市小高572 - 1	平成22年 4月 1日	共同生活介護

茨城県告示第344号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812000453	おひさまひろば	つくば市北条4033 番地	特定非営利活動 法人 にっこり の森	つくば市二の宮 4 - 2 - 17	平成22年 4月 1日	児童デイサー ビス

茨城県告示第345号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812900157	神栖啓愛園	神栖市知手3653 - 1	社会福祉法人神栖啓愛園	神栖市知手3653 - 1	平成22年 4月1日	短期入所

茨城県告示第346号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0813000072	障害者就労支援事業所 いもや	行方市四鹿816 - 7	一般社団法人いもや	行方市四鹿816	平成22年 4月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第347号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810100412	水戸市身体障害者生活支援施設 いこい	水戸市河和田町655	水戸市	水戸市中央1 - 4 - 1	平成22年 4月1日	生活介護 施設入所支援

茨城県告示第348号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812200061	中台育心園	鹿嶋市中431 - 20	社会福祉法人みのり会	鹿嶋市中431 - 20	平成22年 4月1日	生活介護 施設入所支援

茨城県告示第349号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の

規定により告示する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
081380009	知的障害者更生施設 虹の里	稲敷郡美浦村受領 字八枚957番地	社会福祉法人 美し の森	知的障害者 入所更生施設	平成22年 3月31日

茨城県告示第350号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、牛の口蹄疫、牛のブルセラ病、牛の結核病、牛のヨーネ病、牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病、馬伝染性貧血、馬伝染性子宮炎、馬バラチフス、豚の口蹄疫、豚の流行性脳炎、豚コレラ、豚のオーエスキー病、豚繁殖・呼吸器障害症候群、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 牛の口蹄疫検査

(1) 実施の目的

牛の口蹄疫の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 牛のブルセラ病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(5) 実施の方法

凝集反応検査 (急速凝集反応法, 試験管凝集反応法), 補体結合反応検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 牛の結核病検査

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし, 生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し, 又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(5) 実施の方法

ツベルクリン検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

4 牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし, 生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し, 又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査, エライザ法, ヨーニン検査, 細菌検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

5 牛の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24ヶ月以上で死亡した牛の死体及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(5) 実施の方法

エライザ法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

6 めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満12ヶ月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で、家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

(4) 実施の期間

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(5) 実施の方法

ウエスタンプロット法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

7 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱及びイバラキ病検査

(1) 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱及びイバラキ病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している牛（未越夏牛とし、原則として、最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

(4) 実施の期間

原則として、平成22年 6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

(5) 実施の方法

臨床検査、中和試験及びゲル内沈降反応検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

8 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している馬（生後180日未満の馬を除く）で、当該家畜の所在地を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた馬

(4) 実施の期間

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

寒天ゲル内沈降反応検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

9 馬伝染性子宮炎検査

(1) 実施の目的

馬伝染性子宮炎の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

本病の保菌馬と疫学的に関連のある馬及び過去に発生があった区域から移送されてきた種雄馬又は種雌馬のうち、本病の検査結果が不明な繁殖に供する馬

その他家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬

(4) 実施の期間

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

10 馬パラチフス検査

(1) 実施の目的

馬パラチフスの発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬

(4) 実施の期間

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査，凝集反応検査（急速凝集反応法，試験管凝集反応法）及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については，所轄家畜保健衛生所長の指示による。

11 豚の口蹄疫検査

(1) 実施の目的

豚の口蹄疫の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査

(6) その他

実施の細部については，所轄家畜保健衛生所長の指示による。

12 豚の流行性脳炎検査

(1) 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している肥育豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成22年 6 月 1 日から平成22年11月30日まで

(5) 実施の方法

血清検査，臨床検査及びウイルス検査

(6) その他

実施の細部については，所轄家畜保健衛生所長の指示による。

13 豚コレラ検査

(1) 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

14 豚のオースキー病検査

(1) 実施の目的

豚のオースキー病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

15 豚繁殖・呼吸器障害症候群検査

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

16 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る）検査

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る）の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を生産する鶏及びその候補鶏

(4) 実施の期間

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

急速凝集反応法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

17 高病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏

(4) 実施の期間

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

18 腐蛆病検査

(1) 実施の目的

みつばちの腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内において飼育しているみつばち

(4) 実施の期間

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第351号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除する保安林の所在場所

銚田市上幡木字前砂子1521（次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の削減

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁並びに銚田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第352号

戸崎土地改良区から平成21年 8 月20日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成22年 3 月18日認可した。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年 3 月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 真端水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市全隈町字永代 7 番14から 水戸市全隈町字永代1607番 9 まで	旧	メートル	メートル	
		最大 21.0	96	
		最小 7.4		
		最大 13.7	88	
	新 (B)	最大 13.7	88	旧道移管
		最小 11.0		

茨城県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年 3 月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 真端水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市全隈町字一本松124番 1 から 水戸市全隈町字一本松883番 1 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 12.4	215	
		最小 4.4		
		最大 21.5	163	
	(B)	最小 11.0		
	新 (B)	最大 21.5	163	旧道移管
		最小 11.0		

茨城県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真端水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市堀町字台山1453番 9 地先から 水戸市堀町字台山1453番10地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 16.0	7.8	
		最小 16.0		
		最大 20.5	7.8	
	新	最小 16.0		現道拡幅

茨城県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下入野水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市元吉田町字塩海道860番 1 地先から 水戸市米沢町字上組399番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 19.9 最小 6.0	メートル 1,044	
水戸市元吉田町字塩海道860番 1 地先から 水戸市米沢町字上組399番 1 地先まで 水戸市元吉田町字一本松296番 9 地先から 水戸市千波町字中道北1435番 4 地先まで	(A) 新 (B)	最大 19.9 最小 6.0 最大 44.0 最小 25.0	1,044 930	バイパス新設

茨城県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年 3 月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山根大津港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市華川町上小津田字山根 1283番 2 から 北茨城市華川町上小津田字長沢 1256番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 19.8 最小 4.1	メートル 256	
北茨城市華川町上小津田字三十田 1280番 4 から 北茨城市華川町上小津田字長沢 1260番 2 地先まで	(B)	最大 32.4 最小 13.5	254	
北茨城市華川町上小津田字山根 1283番 2 から 北茨城市華川町上小津田字小山作 1277番 6 まで 北茨城市華川町上小津田字三十田 1280番 4 から 北茨城市華川町上小津田字長沢 1260番 2 地先まで	新 (A) (B)	最大 16.0 最小 4.1 最大 32.4 最小 13.5	76 254	旧道移管

茨城県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年 3 月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道

2 路 線 名 北茨城インター線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市磯原町大字豊田字一本杉 896番 1 地先から 北茨城市華川町大字中妻字平塚 367番 1 地先まで	(A)	メートル 最大 20.8	メートル 1,080	
		最小 7.0		
	(B)	最大 45.8	1,395	
		最小 10.0		
新 (B)	最大 45.8 最小 10.0	1,395	旧 道 移 管	

茨城県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 真端水戸線

- 2 供用開始の区間 水戸市堀町字台山1453番 9 地先から
水戸市堀町字大谷原1225番 6 地先まで

3 供用開始の期日 平成22年 3月29日

茨城県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 下入野水戸線

- 2 供用開始の区間 水戸市元吉田町字一本松296番 9 地先から
水戸市千波町字中道北1435番 4 地先まで

3 供用開始の期日 平成22年 3月25日

茨城県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 平友部停車場線

- 2 供用開始の区間 笠間市大字平町字大沢1718番162から
笠間市大字平町字大沢1718番162まで

- 3 供用開始の期日 平成22年 3月25日

茨城県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 杉崎友部線
- 2 供用開始の区間 笠間市東平4丁目1470番1967地先から
笠間市平町字大沢2137番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年 3月26日

茨城県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 守谷市大字松並字相野谷1391番71地先から
つくばみらい市大字成瀬字東耕地159番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年 3月25日

茨城県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 那須烏山御前山線
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市小舟字中倉1040番3地先から
常陸大宮市小舟字下石倉1182番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年 3月25日

茨城県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 筑西つくば線
- 2 供用開始の区間 筑西市大字松原字酒生前1876番1地先から
筑西市大字松原字炭焼629番地先まで

- 3 供用開始の期日 平成22年 3 月30日

茨城県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3 月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 高田筑西線
2 供用開始の区間 筑西市下高田126番 2 から
筑西市下高田132番 2 まで
3 供用開始の期日 平成22年 3 月29日

茨城県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3 月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 東檜戸真瀬線
2 供用開始の区間 つくばみらい市東檜戸字細久保1288番 2 地先から
つくばみらい市田村字小橋台956番 1 地先まで
3 供用開始の期日 平成22年 3 月25日

茨城県告示第368号

海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、昭和34年 4 月 1 日茨城県公告で指定した海岸保全区域のうち、茨城県鹿島灘沿岸大洋海岸飯島地区海岸京地釜地先海岸及び同海岸上幡木地区海岸下沢境釜地先海岸に係る各海岸保全区域は、廃止する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定区域

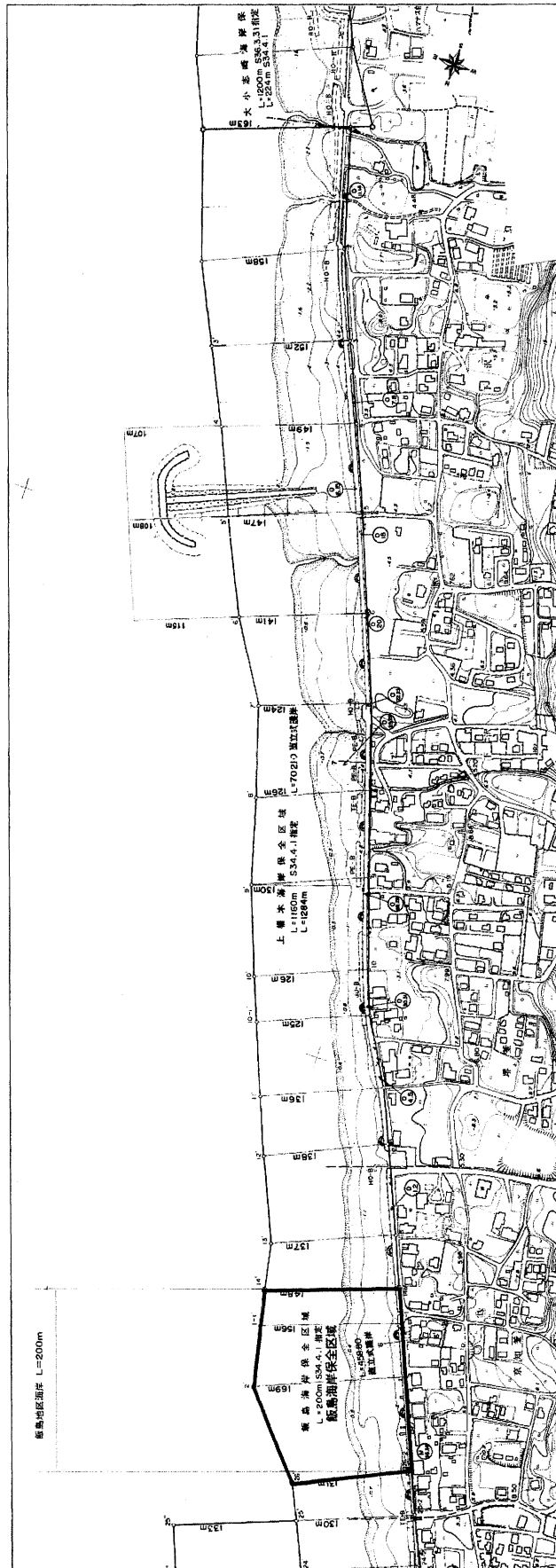
県名	沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長
茨城県	茨城沿岸	鉾田海岸	飯島地区海岸	200m
茨城県	茨城沿岸	鉾田海岸	上幡木地区海岸	1,284m

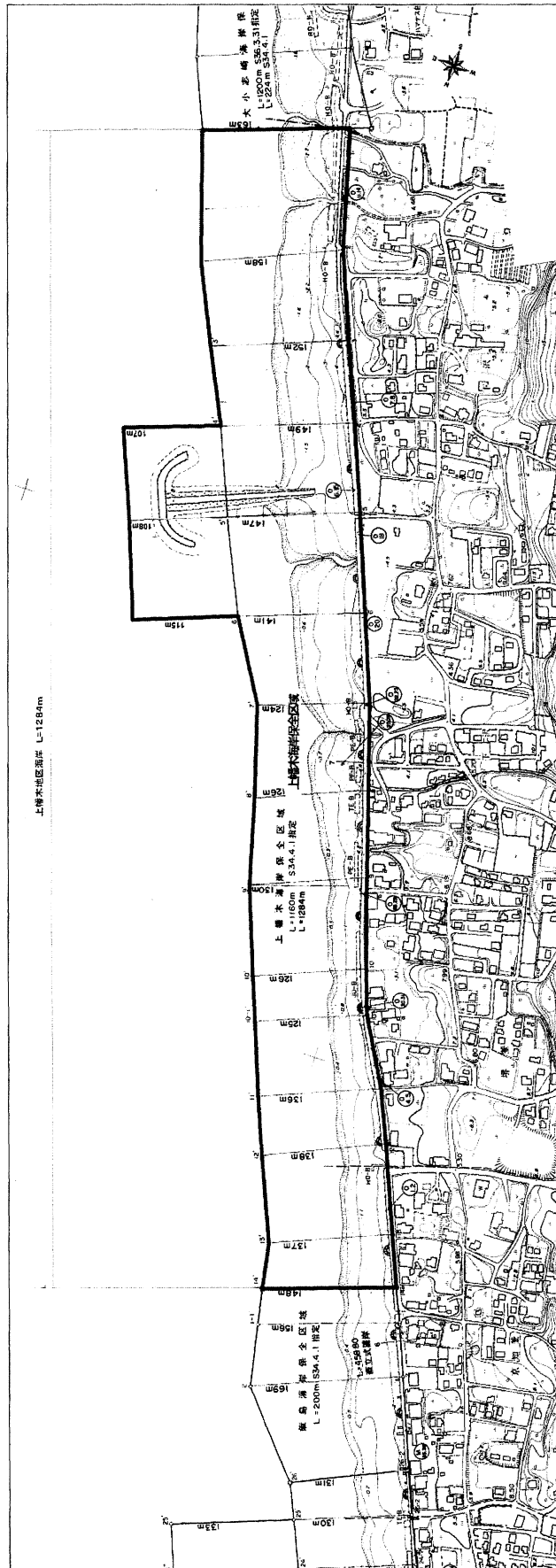
次の図面のとおり

2 関係図書の閲覧場所

茨城県土木部河川課（水戸市笠原町978番 6）

茨城県鉾田工事事務所（鉾田市大字安房1414）





上郷木地区第4号 L=1284m

茨城県告示第369号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、つくばみらい都市計画用途地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 第一種低層住居専用地域

ア 追加する部分

つくばみらい市田村字神田，字白八夕，字明神及び字南塙の各一部
真木字大山及び字大山耕地の各一部

イ アに係る規制の内容

建ぺい率50%以下，容積率100%以下，建築物の高さの最高制限10m

ウ 削除する部分

つくばみらい市真木字大山及び字大山耕地の各一部

(2) 第一種住居地域

ア 削除する部分

つくばみらい市田村字神田，字白八夕，字明神及び字南塙の各一部
真木字大山及び字大山耕地の各一部

(3) 第二種住居地域

ア 追加する部分

つくばみらい市真木字大山及び字大山耕地の各一部

イ アに係る規制の内容

建ぺい率60%以下，容積率200%以下

ウ 削除する部分

つくばみらい市田村字神田，字神田頭，字神田臺及び字八幡脇の各一部
東榎戸字塚下の一部
真木字大山及び字大山耕地の各一部
西榎戸字塚下及び字新山の各一部

(4) 準住居地域

ア 追加する部分

つくばみらい市田村字神田，字神田頭，字神田臺及び字八幡脇の各一部
東榎戸字塚下の一部
真木字大山及び字大山耕地の各一部
西榎戸字塚下及び字新山の各一部

イ アに係る規制の内容

建ぺい率60%以下，容積率200%以下

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第370号

かすみがうら市戸崎804番地の1に事務所を置く戸崎土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年 3 月25日

茨城県南農林事務所長 中 川 清 彦

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	飯 田 敬 市	かすみがうら市戸崎733番地
"	野 口 國 雄	" " 816番地
"	大和田 豊 久	" " 1614番地
"	塚 本 浩 之	" " 943番地 1
"	大和田 美知夫	" " 719番地 2
"	末 栖 孝 一	" " 1105番地
"	椎 名 和 広	" " 833番地
"	飯 村 豊	" " 825番地
"	末 栖 邦 雄	" " 1323番地
"	塚 本 美智子	" " 942番地
"	久保田 卓	" " 1190番地
"	末 栖 周 造	" " 1106番地
"	大和田 幸 一	" " 724番地 1
"	飯 島 光 一	" 加茂75番地
"	末 栖 丈 治	" 戸崎1110番地
"	椎 名 行 雄	" " 753番地
"	鈴 木 孝 男	" " 994番地 2
"	白 鳥 重 雄	" " 749番地
"	飯 田 進	" " 791番地
監 事	飯 田 孝 雄	" " 146番地
"	野 口 積 徳	" " 746番地内 1
"	飯 田 幸 男	" " 682番地
"	大 竹 雅 典	" " 1224番地
"	山 口 紘 一	" 加茂165番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	飯 田 敬 市	かすみがうら市戸崎733番地
"	野 口 國 雄	" " 816番地
"	塚 本 浩 之	" " 943番地 1

職 名	氏 名	住 所
理 事	末 栖 豊 正	かすみがうら市戸崎963番地
"	中 島 文 雄	" " 1321番地
"	飯 島 泉	" 加茂26番地 2
"	鈴 木 英 男	" 戸崎994番地 1
"	椎 名 行 雄	" " 753番地
"	大和田 美知夫	" " 719番地 2
"	飯 田 常 男	" " 1590番地
"	羽 成 喜	" " 1107番地
"	栗 原 宏	" " 998番地 2
"	椎 名 和 広	" " 833番地
"	木田餘 治 平	" " 970番地 1
"	飯 村 豊	" " 825番地
監 事	飯 田 孝 雄	" " 146番地
"	飯 田 進	" " 791番地
"	飯 田 幸 男	" " 682番地
"	久保田 利 彦	" " 1115番地 2
"	小松崎 尊	" 加茂27番地

茨城県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業塩田地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成22年 3 月25日

茨城県北農林事務所長 鬼 澤 昭 和

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第40号

平成22年 2 月28日執行の茨城県議会議員水海道市選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成22年 3 月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年 2 月28日執行 茨城県議会議員水海道市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,650,700円

- 3 報告書の要旨
(水海道市選挙区)

候補者氏名	遠藤 章江	所属党派	民 主 党	平成22年 1 月18日から 期間 第 1 回分	
出納責任者氏名	梅澤 昭		平成22年 2 月27日まで		
収 入			支 出		
主たる寄附			人件費	540,000円	
(氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	200,000円	
茨城県薬剤師連盟	政治団体	300,000円	選挙事務所費	200,000円	
民主党茨城県総支部連合会	政党	900,000円	集合会場費	0円	
長谷川 一種	無職	100,000円	通信費	107,290円	
			交通費	95,392円	
			印刷費	805,000円	
			広告費	614,086円	
			文具費	170,337円	
			食料費	19,887円	
			休泊費	0円	
			雑費	0円	
その他の寄附	0件	0円			
その他の収入		3,372,586円			
今回計		4,672,586円	今回計	2,551,992円	
前回計		0円	前回計	0円	
総 計		4,672,586円	総 計	2,551,992円	
		項目	金額		
支出のうち公費負担相当額		ポスターの作成	700,000円		
		計	700,000円		
報告書受理年月日	平成22年 3 月10日		第 1 回報告分		

候補者氏名	神達 岳志	所属党派	無 所 属	平成22年 1 月20日から 期間 第 1 回分	
出納責任者氏名	杉山 豊彦			平成22年 3 月10日まで	
収 入				支 出	
主たる寄附				人件費	570,000円
(氏名, 団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費	108,938円
堀越 順一		農業	20,000円	選挙事務所費	108,938円
倉持 孝一		自営業	20,000円	集会会場費	0円
神達 義正		無職	20,000円	通信費	10,936円
石塚 稲一		自営業	30,000円	交通費	0円
北島 操		自営業	30,000円	印刷費	274,000円
石塚 登美男		農業	30,000円	広告費	643,290円
北島 重信		農業	45,000円	文具費	182,133円
北島 武美		自営業	50,000円	食料費	34,835円
石塚 静男		自営業	50,000円	休泊費	0円
渡辺 亮		無職	50,000円	雑費	14,800円
神達 富士男		自営業	20,000円		
小西 清治		無職	20,000円		
小祝 良廣		会社員	30,000円		
坂寄 廣光		無職	30,000円		
宇野 勝義		電気工事業	20,000円		
芦ヶ谷 寅次郎		建設業	30,000円		
その他の寄附		6件	60,000円		
その他の収入			3,000,000円		
今回計			3,555,000円	今回計	1,838,932円
前回計			0円	前回計	0円
総 計			3,555,000円	総 計	1,838,932円
支出のうち公費負担相当額			項目	金額	
			ポスターの作成	184,000円	
			計	184,000円	
報告書受理年月日	平成22年 3 月11日			第 1 回報告分	

候 補 者 氏 名	西村 和修	所 属 党 派	無 所 属	平成22年 2 月 9 日から 期 間	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	西村 和修			平成22年 2 月 19 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)		
			人件費	0円
			家屋費	0円
			選挙事務所費	0円
			集会会場費	0円
			通信費	0円
			交通費	0円
			印刷費	36,950円
			広告費	10,650円
			文具費	2,630円
			食料費	0円
			休泊費	0円
			雑費	0円
その他の寄附	0件	0円		
その他の収入		300,000円		
今回計		300,000円	今回計	50,230円
前回計		0円	前回計	0円
総 計		300,000円	総 計	50,230円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成22年 3 月 8 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第 1 号

昭和42年 5 月 8 日茨城県人事委員会告示第 3 号で告示した県内旅行起点表の一部を次のように改正し、平成22年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用する。

平成22年 3 月 25 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

別表第 2 土浦市の部中「沖新田」の次に「, 小山田一, 二丁目」を加える。

別表第 2 鹿嶋市の部中「宮下一丁目から三丁目まで」の次に「, 厨一丁目から五丁目まで, 緑ヶ丘一丁目から四丁目まで, 宮下四, 五丁目」を加える。

~~~~~

公 告

地籍調査の成果認証

北茨城市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	北茨城市
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	北茨城市関南町神岡下，関本下，仁井田，関本町関本中，大津町北町の各一部 平成20年 6 月 2 日から 平成21年 3 月10日まで
認 証 年 月 日	平成22年 3 月16日

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 3 作業期間 平成22年 3 月26日～平成22年10月29日
- 4 作業地域 取手市，かすみがうら市

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（基準点現況調査作業）
- 3 作業終了日 平成22年 2 月26日
- 4 作業地域 水戸市，日立市，土浦市，古河市，石岡市，結城市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，守谷市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，東茨城郡茨城町，大洗町，城里町，那珂郡東海村，久慈郡大子町，稲敷郡美浦村，阿見町，河内町，結城郡八千代町，猿島郡五霞町，境町，北相馬郡利根町

都市計画の図書の縦覧

高萩都市計画ごみ処理場の決定に伴い、高萩市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
ごみ処理場（高萩市リサイクルセンター）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

高萩都市計画緑地の決定に伴い、高萩市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
緑地（1 苜又作緑地）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

高萩都市計画ごみ焼却場の変更に伴い、高萩市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
ごみ焼却場（花貫衛生センター第 2 ごみ焼却場）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成22年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡大洗町成田町字権現久保南ノ切805番 5

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡大洗町成田町114番地

小野瀬 永 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字石神外宿字荒工2080番37, 同番54

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字石神外宿2080番地37

海老澤 優

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年 3 月25日

茨城県水産試験場長 鈴 木 正 伸

1 落札に係る物品等の名称及び数量

茨城県漁業調査指導船建造 1 隻

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

茨城県水産試験場

茨城県ひたちなか市平磯町三ツ塚3551 - 8

3 落札決定日

平成22年 1 月13日

4 落札者の氏名及び住所

ヤンマー船用システム株式会社茨城支店長 安藤正義

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8253番51号

5 落札金額

60,690,000円 (消費税及び地方消費税相当額含む)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成21年11月30日

(教育委員会)

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年 3 月25日

茨城県近代美術館長 市 川 政 憲

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県近代美術館で使用する電気約2,085,350キロワット時の供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県近代美術館 茨城県水戸市千波町東久保666番地 1

- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成22年 2 月26日 (金)
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
昭和シェル石油株式会社 東京都港区台場 2 丁目 3 番 2 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
33,505,068円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達の手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日
平成21年12月24日

~~~~~  
落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年 3 月25日

ミュージアムパーク茨城県自然博物館長 菅 谷 博

- 1 落札又は随時契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
ミュージアムパーク茨城県自然博物館で使用する電気2,845,700キロワット時の供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
ミュージアムパーク茨城県自然博物館 茨城県坂東市大崎700番地
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成22年 2 月25日 (木)
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
昭和シェル石油株式会社 東京都港区台場 2 丁目 3 番 2 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
51,925,553円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日  
平成21年12月24日

~~~~~  
(警 察 本 部)

平成22年度茨城県警察官採用特別試験の実施

平成22年度茨城県警察官採用特別試験を次により行います。

平成22年 3 月25日

茨城県警察本部長 杵 淵 智 行

試験日(第1次) 平成22年 5月 9日 (日)
 受付期間 平成22年 3月25日 (木) から 4月14日 (水)

職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の指導・取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

試験区分、採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
男性警察官A	16名程度	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は人事委員会がこれと同等と認める人。ただし、平成22年10月1日から勤務可能な人に限る。
女性警察官A	3名程度	

なお、上記の資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

試験日時、場所及び合格者の発表

区分	日時	試験地	試験場	合格発表
第1次試験	5月9日(日) 午前8時30分 から	水戸市	県立緑岡高等学校	5月25日(予定)に茨城県人事委員会事務局、茨城県警察本部、県内各警察署及びインターネット・ホームページに受験番号を掲示発表するほか、合格者のみに通知します。
		土浦市	県立土浦工業高等学校	
		筑西市	県立下館第一高等学校	
		鹿嶋市	県立鹿島高等学校	
第2次試験	[身体検査、体力試験、適性検査] 6月5日(土)、6月6日(日)のいずれか1日 [口述試験] 7月12日(月)～7月16日(金)のいずれか1日 日時及び試験場は、第1次試験合格者のみに通知 します。			第1次試験、第2次試験及び受験資格等の調査の結果に基づいて最終合格者を決定し、発表は7月27日(予定)に第1次試験合格発表の要領で行い、第2次試験の受験者全員に通知します。

(注) 試験場及び付近に自動車を駐車する場所はありません。

第1次試験場へは、必ず上履き及び下足を入れるビニール袋等を持参してください。

試験の方法及び内容

試験の方法		内 容	
第 1 次 試 験	教 養 試 験 (120分)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式によりおおむね大学で履修した程度で行います。 (出題分野) 社会科学, 人文科学, 自然科学, 判断推理, 文章理解 (英語を含む。), 数的処理, 資料解釈	
	論 文 試 験 (80分)	文章による表現力, 課題に対する理解力等をみます。	
第 2 次 試 験	第 1 日 目	身 体 検 査	別表 1 の身体基準により身長・体重の測定, 視力・色覚検査, 胸囲測定及び胸部疾患, 伝染病疾患の有無等について, 医師による診察及び検査を行うとともに, 警察官として職務遂行上必要な身体機能を有するかどうかを検査します。
		体 力 試 験	腕立て伏せ, 上体起こし, 反復横跳び, 握力, 立ち幅跳び, 20メートルシャトルランの 6 種目を実施します。基準は別表 2 のとおりです。 ショートパンツ型の運動着, 屋内用運動靴を持参してください。 女性は, Tシャツもあわせて持参してください。
		適 性 検 査	警察官として適性があるかどうかを検査します。
第 2 日 目	口 述 試 験	集 団 討 論	警察官として適するかどうかを集団討論により試験します。
		個 別 面 接	警察官として適するかどうかを個別面接により試験します。
資 格 調 査		受験資格の有無等について調査します。	

別表 1 身体基準

項 目	身 体 基 準	
	男性警察官	女性警察官
身 長	160cm以上	155cm以上
体 重	47kg以上	45kg以上
胸 囲	78cm以上	
視 力	両眼とも, 裸眼視力0.6以上又は矯正視力1.0以上であること。	
色 覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

試験の配点及び基準点

試験科目		配点 (満点)	基 準
教養試験		120点	満点の4割以上。ただし、全受験者の得点状況により3割までの範囲内で引き下げることがあります。
論文試験		60点	満点の4割以上
体力試験		60点	満点の5割かつ別表2の種目別基準に満たない種目が3種目以上ないこと。
口 述 試 験	集団討論	80点	満点の4割以上
	個別面接	160点	満点の4割5分以上

留意事項

第1次試験における論文試験の評定は、教養試験の基準を満たした人のみ行います。

いずれかの試験科目において基準に達しない場合は、他の成績にかかわらず不合格となります。

別表2 体力試験種目別基準

性別	種目	腕立て伏せ	上体起こし	反復横跳び	握 力	立ち幅跳び	20メートル シャトルラン
	男性		19回	18回	41回	44kg	195cm
女性		10回	12回	36回	26kg	143cm	19回

過去の論文課題 (概要)

年 度	A 区 分
平成19年度	(特別・第1回) 住民に求められる警察官像 (第2回) 高齢者に関連した事件や事故に対する警察官の役割
平成20年度	(第1回) 地域住民による自主防犯活動と警察の役割 (第2回) 携帯電話やインターネットの普及が子供にもたらす影響
平成21年度	(特別・第1回) 警察官として生かすことができる自分の経験と目指す警察官像 (第2回) 組織の一員として行動していく上での規律の必要性

受験手続

申 込 方 法	<p>受験申込書に所定事項を記入し、最近 3 か月以内に撮影した写真（縦 4 cm・横 3 cm、上半身、脱帽、正面向きのもの）を貼り、受験票の「郵便はがき」にあて先明記のうえ、50円切手を必ず貼って警察本部警務課、又は各警察署に持参してください。</p> <p>郵便で申し込む際は、警察本部警務課あて「簡易書留」等確実な方法を取り、封筒の表に「受験申込」と朱書してください。</p> <p>（受験票は申込み受付期間終了後、警察本部から発送します。受験票が 5 月 6 日（木）までに手元に届かない場合は、警察本部警務課採用係へ問い合わせてください。）</p> <p>外国の大学を卒業又は卒業見込みで受験される方は、申込受付期間中に卒業証明書等が必要となりますので、必ず期間内に必要書類を提出してください（詳細は警察本部警務課に問い合わせてください。）。</p>
受 付 時 間	<p>月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p> <p>郵送の場合は 4 月 14 日（水）までの消印のあるもの限り受け付けます。</p>

合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、成績順に採用が決定されます。

採用は、原則として平成22年10月1日以降です。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間です。

採用決定後は、巡査に採用され、初任科生として警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けたのち、本人の特性等を考慮して県内の各警察署に配置されます。

試験結果の開示について

「茨城県個人情報の保護に関する条例」に基づき、次のとおり、採用試験に関する自己情報の簡易開示を行っています。なお、電話による開示の請求はできません。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の場所
第 1 次試験	第 1 次試験不合格者 (本人に限る。)	各試験科目 の得点等及 び順位	合格発表の日から 1 か月間の執務時間内	茨城県警察本部警務部警務課 開示時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (注) 土・日・祝日は開示しておりま せん。
第 2 次試験	第 2 次試験受験者全員 (本人に限る。)			

(注) 受験票及び本人であることを確認することができる顔写真付きの書類（運転免許証、学生証等）を持参してください。

給与

初任給	193,125円
-----	----------

(注) 金額については、平成22年4月現在のものです。

優秀な成績を収めた者には査定昇給があります。

このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、特殊勤務手当などがその人の条件によって支給されます。

期末・勤勉手当（ボーナス）は、年 2 回（6 月、12 月）支給されます。

その他、勤務に必要な制服のほか、靴下、靴、ワイシャツ、ネクタイ、雨衣、手袋等が支給されます。

休暇

祝日、年末年始のほか、週休2日制（週当たり2日の休み）を実施しています。また、1年に20日間の年次休暇（有給）があるほか特別休暇もあります。

昇任制度

努力次第で上級警察官への道が開かれており、更に管区警察学校や警察大学校へ入校し、幹部としての教育を受ける機会が与えられています。

この試験についての問い合わせ先

茨城県警察本部警務部警務課 〒310 - 8550 水戸市笠原町978 - 6

電話 (029) 301 - 0110 (内線2632)

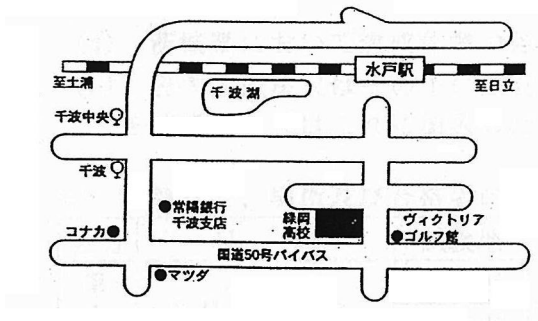
フリーダイヤル 0120 - 314058

又は県内最寄りの警察署、交番、駐在所

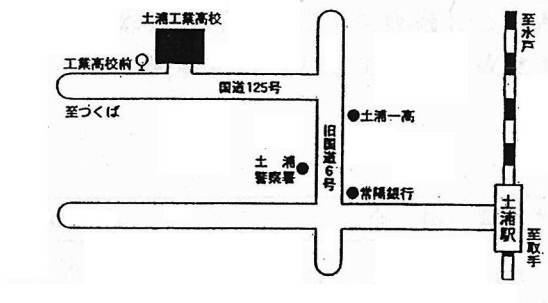
インターネット（ホームページアドレス http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/05_syoukai/10_recruit/index.html）により、採用試験等についての情報を提供しています。

試験会場案内図

【水戸試験場】水戸駅からの所要時間約20分
水戸駅北口6番乗場から関東鉄道バス（千波車庫、平須、石岡方面行）乗車、千波中央又は千波下車



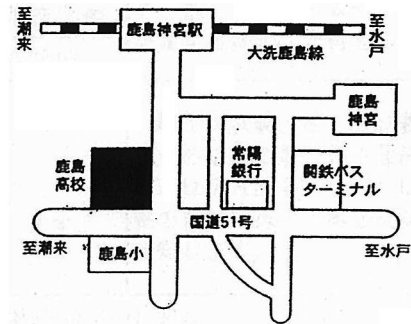
【土浦試験場】土浦駅からの所要時間約20分
土浦駅西口5番乗場から関東鉄道バス（筑波、下妻、栗原、高岡方面行）乗車、または同乗場からJRバス（寺前、中都公民館方面行）乗車、土浦工業高校前下車



【筑西試験場】下館駅から徒歩で約15分



【鹿嶋試験場】鹿嶋神宮駅から徒歩で約5分



試験場及び付近に自動車を駐車する場所はありません。

試験場の収容能力の都合上、茨城県警察学校等で受験していただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

第 1 次試験当日は、必ず受験票、筆記用具 (H B の鉛筆 3 本以上、消しゴム、鉛筆削り)、上履き、ビニール袋 (靴を入れるもの)、弁当を持参してください。

訓 令

茨城県訓令第 2 号

茨城県臨時職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県臨時職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令

茨城県臨時職員雇用等管理規程 (昭和49年茨城県訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

第17条第 2 項各号列記以外の部分中「団体」を「団体又は法人」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 県が出資若しくは出えんをし又は財政的若しくは人的援助をする法人であつて、総務部長が指定するもの

第21条中「8 時間」を「7 時間45分」に改める。

第22条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 種臨時職員 (雇用予定期間が 6 月である者 (雇用更新により 6 月以上継続勤務している者を含む。)) に限る。) には、前項に規定する休暇のほか、職員の休日及び休暇に関する規則別表第 1 第30号に掲げる休暇を、常勤職員の例により与えるものとする。

様式第 1 号中「(臨時技能労務員)」及び「(自動車運転)」を削り、「(8) 時間」を「 時間 分」に改める。

様式第 4 号中「心身耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者以外の準禁治産者」を「民法の一部を改正する法律 (平成11年法律第149号) 附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者」に、「出資法人等指導監督基準 (平成11年 4 月 1 日付け総第452号総務部長通知) が適用される法人」及び「出資法人等指導監督基準が適用される法人」を「県が出資若しくは出えんをし若しくは財政的若しくは人的援助をする法人であつて総務部長が指定するもの」に改める。

様式第 7 号中「(臨時技能労務員)」及び「(自動車運転)」を削り、「(8) 時間」を「 時間 分」に改める。

付 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(県 議 会)

茨城県議会訓令第 1 号

政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月25日

茨城県議会議長 西 條 昌 良

政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程 (平成 7 年茨城県議会訓令第 3 号) の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中

分 離 課 税	土地等の事業所得 雑		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業所得 雑		
	先物取引の事業所得 雑		

を

分 離 課 税	土地等の事業所得 雑		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業所得 雑		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業所得 雑		

に

改める。

付 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。



指 示

(内水面漁場管理委員会)

茨城県内水面漁場管理委員会指示第 7 号

内水面における増殖事業の推進を図るため、平成22年度第 5 種共同漁業権魚種に係る増殖方法及び目標増殖量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第 4 項の規定に基づく同法第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成22年 3 月25日

茨城県内水面漁場管理委員会

会長 小 沼 洋 司

1 放流事業

免許番号	指示対象 漁業権者 (漁業協同組合)	目 標 増 殖 量										参 考		
		ふな (kg)	うなぎ (kg)	わかさぎ (万粒)	うぐい (kg)	あゆ (kg)	もつご (kg)	かじか (千尾)	やまめ 稚魚 (千尾) 成魚 (kg)		いわな (千尾)		こい (kg)	
茨第2内共号	常陸川	500		200										(500)
茨第3内共号	牛久沼	200	50	2,500				20						
茨第4内共号	小貝川	200	10		20			30						
	鬼怒小貝	300	10			80								
	関東	150	20											
	鬼怒利根	200	25											
	小計	850	65		20	80	30							
茨第5内共号	鬼怒小貝	600	30			420								
	関東	125	20											
	鬼怒利根	200	25											
	小計	925	75			420								
茨第6内共号	鬼怒小貝	100	10											
	関東	75	10											
	小計	175	20											
茨第9内共号	新利根	1,050											(60)	
茨第10内共号	新利根	650											(60)	
茨第11内共号	新利根	100	20										(30)	
茨第12内共号	霞ヶ浦	150		750									(100)	
	桜川	300		200		100							(100)	
	小計	450		950		100							(200)	
茨第13内共号	那珂川第一	200	250	1,500										
	那珂川	200	200			1,100		2	10				(300)	
	緒川	20	15			300			5					
	小計	420	465	1,500		1,400		2	15				(300)	
茨第14内共号	大湊沼	800	50	10,000									(800)	
茨第15内共号	久慈川	500	90	100	500	4,500			60	1,200	5		(600)	
茨第16内共号	十王川					110			25	400				
茨第17内共号	大北川		20			500			20	1,100				

(注) 1 特設漁場への放流分は除く。

2 内共第15号(千葉県免許)については、それぞれ共有漁業権者間で定める放流計画によるものとする。

3 こいについては、コイヘルペスウイルス(KHV)病のまん延防止のため、当分の間、放流を見合わせる
こととし、目標増殖量は指示しない。

指示した魚種については、当該目標増殖量だけにとどまらず、漁業権者が計画しているこいの放流量(本
表参考欄)に要する経費を上積みして増殖手段を講ずること。

2 産卵場造成事業等

放流事業以外の魚種については、産卵場造成等の増殖手段を講ずること。

茨城県内水面漁場管理委員会指示第8号

水産資源の保護培養及び漁業の秩序維持を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第130条第4項の規定に基づ
く同法第67条第1項の規定により次のとおり指示する。

平成22年3月25日

茨城県内水面漁場管理委員会

会長 小 沼 洋 司

次表左欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間中、ころがし釣りで水産動物を採捕してはなら
ない。ただし、4月1日から5月31日までの間は、茨内共第13号第五種共同漁業権行使規則に基づく「うぐい漁業証」
及び同漁業権遊漁規則に基づく「うぐい特別遊漁承認証」の所有者は、この限りでない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
那珂川、ただし、那珂市下江戸地先千代橋上流端から上流栃木県境の間の本支流	平成22年4月1日から 平成22年12月31日まで
那珂川、ただし、那珂市下江戸地先千代橋上流端から下流東茨城郡城里町那珂西松 山下3452番地地先の城里町揚水機場と那珂市戸457番地地点(ハンヌキヤマ)とを結 ぶ線の間の本支流	平成22年4月1日から 平成22年5月31日まで 平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで
那珂川、ただし、東茨城郡城里町那珂西松山下3452番地地先城里町揚水機場と那珂 市戸457番地地点(ハンヌキヤマ)とを結ぶ線から下流水戸市田谷町5045番地の1地 点と水戸市渡里町795番地地点とを結ぶ線の間の本支流	平成22年4月1日から 平成22年5月31日まで

茨城県内水面漁場管理委員会指示第9号

久慈川支流里川における水産資源の保護培養を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第130条第4項の規定に
基づく同法第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成22年3月25日

茨城県内水面漁場管理委員会

会長 小 沼 洋 司

次表左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。ただし、試験研究、
教育実習又は増養殖用種苗の供給を目的とするものとして茨城県内水面漁場管理委員会の承認を受けたものは、この
限りでない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
久慈川支流里川のうちの沢	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)